

## IV チェックシート（備蓄・避難所・応急仮設住宅）



## 備蓄チェックシート

### 女性、子どもに必要な備蓄品目の例

- ◆ 備蓄の品目や数量について、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮することが必要です。品目や数量については、当事者である女性等が参画して、検討するとよいでしょう。
- ◆ 母乳育児中の母子については、母乳が継続して与えられる環境を整えることが必要です。乳幼児の粉ミルクは衛生環境が確保された状況下での使用が前提であり、粉ミルクや哺乳瓶だけではなく、水やお湯を沸かす道具も必要なことから、「粉ミルク、お湯、哺乳瓶、消毒剤」がセットで供給されることが重要です。生理用品、離乳食用品、紙おむつ用品等についても、同様に必要なものをセットで備蓄し、供給します。

#### 生理用品

- 生理用ナプキン（長時間用もあるとよい）
- サニタリーショーツ
- 清浄綿
- おりものシート
- 中身の見えないゴミ袋

#### 授乳用品

- 粉ミルク（調整粉乳）：哺乳瓶の衛生が確保される前提での提供
- アレルギー用ミルク
- 乳幼児用飲料水（軟水）
- 哺乳瓶
- 哺乳瓶用の消毒剤
- 湯沸かし器具（電気が使えない際も想定した乾電池式もしくは発電式のもの）

#### 離乳食用品

- ベビーフード（アレルギー対応食を含む）
- スプーン

#### 紙おむつ用品

- 小児用紙おむつ
- おしりふき
- ゴミ袋
- 乳幼児用着替え
- ベビーバス（赤ちゃんのお尻を洗うために必要）

#### その他

- 抱っこ紐
- 授乳用ポンチョ
- 下着（いろいろなサイズ）

#### 平常時にしておくべきこと

- ・ 食料、生活必需品等については、個々人によってニーズも異なり、また、各人が最低3日分の量を備蓄することが望ましいことから、備蓄している品目（可能であればメーカー名や製品名）や量、備蓄場所を住民に示し、各人の備えを促すとよいでしょう。
- ・ 備品の品目、数量、備蓄場所及び保管期限を定期的に点検することも必要です。



## 避難所チェックシート

- ◆ 避難所の開設・運営においては、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮することが必要です。
- ◆ 女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な主体の意見を踏まえた避難所運営を行うため、管理責任者や自治的な運営組織の役員には男女両方が参画します。

### 女性や子育て家庭に配慮した避難所の開設

- 異性の目線が気にならない物干し場、更衣室、休養スペース等
- 授乳室
- 間仕切り用パーティションの活用
- 乳幼児のいる家庭用エリア
- 単身女性や女性だけの世帯用エリア
- 安全で行きやすい場所の男女別トイレ（鍵を設置）・入浴設備の設置  
(仮設トイレは、女性用を多めにすることが望ましい)
- ユニバーサルデザインのトイレ
- 女性トイレ・女性専用スペースへの女性用品の常備

### 男女共同参画の視点に配慮した避難所の運営管理

- 管理責任者への男女両方の配置
- 自治的な運営組織の役員への女性の参画の確保  
(女性の割合は少なくとも3割以上を目標にする)
- 女性や子育て家庭の意見及びニーズの把握  
(民間支援団体等の協力によるニーズ調査、意見箱、女性リーダーによる意見の集約等)
- 女性用品（生理用品、下着等）の女性の担当者による配布
- 避難者による食事作り・片付け、清掃等の役割分担  
(男女を問わずできる人が分担し、性別や年齢によって役割を固定化しない)
- 相談体制の整備、専門職と連携したメンタルケア・健康相談の実施  
(個室やパーティション等を活用し、プライバシーを確保したスペースで実施)
- きめ細かな支援に活用できる避難者名簿の作成及び情報管理の徹底  
(氏名、性別、年齢、支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）、外部からの問合せに対する情報の開示・非開示の可否、等)
- 配偶者からの暴力の被害者等の避難者名簿の管理徹底
- 就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備、暴力を許さない環境づくり
- 防犯ブザーやホイッスルの配布
- 不安や悩み、女性に対する暴力等に対する相談窓口の周知、男性相談窓口の周知

### 平常時にしておくべきこと

- ・ 男女共同参画の視点に配慮した避難所の開設・運営の在り方について、地域防災計画や避難所運営マニュアル等に記載しておくとともに、平常時において、指定避難所とその地域の住民等による組織を作り、訓練等を通じ、災害時に避難所を円滑に開設・運営できるようにしておくことが必要です。



## 応急仮設住宅チェックシート

- ◆ 応急仮設住宅の計画・設計において、性別や年齢にかかわらず誰にとっても住みやすい環境を整備し、住民同士のコミュニティ形成がされるよう促します。
- ◆ 女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な主体の意見を踏まえた応急仮設住宅運営を行うため、管理人や自治会の役員には男女両方が参画します。
- ◆ 入居者の個別のニーズや状態を把握し、問題の解決に努めます。

### 女性や子育て家庭に配慮した応急仮設住宅の設置

- 応急仮設住宅の計画・設計の意思決定過程への女性の参画
- 誰もが使いやすいバリアフリー仕様の設計  
(通路、玄関、風呂等の段差解消、手すりの設置、砂利道の通路を舗装等)
- 応急仮設住宅敷地内の屋外照明の設置、死角の解消
- 入居者同士の交流等が図れるように、集会所、集会スペース等の設置とともに、その運営を支援

### 男女共同参画の視点に配慮した応急仮設住宅の運営

- 管理人への男女両方の配置
- 応急仮設住宅団地における自治会等の育成及び役員へ女性の参画の確保  
(女性の割合は少なくとも3割以上を目標にする)
- きめ細かな支援に活用できる入居者名簿の作成及び情報管理の徹底  
(氏名、性別、年齢、支援の必要性(健康状態、保育や介護を要する状況等)、外部からの問合せに対する情報の開示・非開示の可否、等)
- 保健師等の専門職や生活支援員等による入居者の状態把握及び専門的支援の提供  
(生活支援員による訪問は男女ペアのスタッフを基本とする(同性によるニーズの聞きとり、スタッフ側・入居者側双方の安全確保のため)。民間支援団体等との連携を図る)
- 不安や悩み、女性に対する暴力等に対する相談窓口の周知、男性相談窓口の周知
- 自治会や民間支援団体等との連携による生活支援・自立支援の実施





## V 資料編

## ＜資料編目次＞

○第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日 閣議決定）（抄）	87
○防災基本計画（平成24年9月6日 中央防災会議決定）（抄）	88
○災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）（抄）	90
○災害対策基本法の一部を改正する法律の運用について（平成24年6月27日 府政防第725号、消防災第235号 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長通知）（抄）	91
○東日本大震災復興基本法（平成23年6月24日法律第76号）（抄）	92
○東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定）（抄）	93
○女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について（避難所等での生活に関する対応の依頼）（平成23年3月16日 ※3月24日一部修正 内閣府男女共同参画局 事務連絡）	95
○女性被災者に対する相談窓口の設置及び周知並びに懸念される女性に対する暴力への対応について（平成23年3月24日 内閣府男女共同参画局 事務連絡）	97
○男女共同参画の視点を踏まえた仮設住宅における災害対応について（平成23年6月23日 内閣府男女共同参画局 事務連絡）	98
○東日本大震災で被災した妊産婦及び乳幼児に対する保健指導について（平成23年5月20日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課 事務連絡）	100
○復興の過程における多様な視点の反映について（平成23年12月15日 東日本大震災復興対策本部事務局、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室、内閣府男女共同参画局 事務連絡）	105
○防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進について（平成24年5月8日 府政防第535号・消防災第181号 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）、総務省消防庁国民保護・防災部防災課長 通知）	106
○復興の過程における男女共同参画の推進について（平成24年6月19日 復本第688号 復興大臣通知）	107
○復興の過程における男女共同参画の推進について（平成24年6月19日 復興庁統括官付参事官（男女共同参画担当） 事務連絡）	108
○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議」（和文仮訳）（平成24年3月採択）	109
○主な参考文献リスト	112
○男女共同参画の視点からの防災・復興に関する検討会委員名簿	115

注：以下の法律・計画等の本文に付された下線は、男女共同参画との関連が深い部分について示すためであり、原文では下線は付されていないことに留意されたい。

○第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日 閣議決定）（抄）

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

4 防災における男女共同参画の推進

施策の基本的方向	
<p>被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災（復興）の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。これら被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災（復興）体制を確立する。</p>	
具体的施策	担当府省
<p><b>ア 防災分野における女性の参画の拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画等に男女共同参画の視点や高齢者・外国人等の視点が反映されるよう、地方公共団体に対して要請するなど、その推進を図る。</li> <li>・防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。</li> </ul>	<p>内閣府、総務省 内閣府、関係府省</p>
<p><b>イ 防災の現場における男女共同参画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における女性高齢者等の被災が多いため、防災施策の立案、実施及び情報提供に当たっては、女性、高齢者、外国人等の視点も踏まえる。また、緊急時における連絡体制の整備や、避難誘導等に関して平時からの高齢者、外国人等に対する知識の普及・学習機会の拡充を図る。</li> <li>・地方公共団体の災害に関する各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点を踏まえるよう支援を行う。</li> <li>・男女の参画や、災害や防災に関する知識の修得を進める。また、固定的な性別役割分担意識の見直し、方針決定過程への女性の参画の促進、及び女性リーダーの育成など、男女共同参画の視点を取り入れることを推奨する。</li> <li>・避難場所や災害ボランティア活動などの場において、安全の確保など男女共同参画の視点からの配慮がなされるよう図る。</li> <li>・消防職員・消防団員、警察官、自衛官等について、防災現場に女性が十分に配置されるよう、採用・登用の段階を含めて留意する。また、平時訓練などその職業能力の向上についても配慮する。</li> </ul>	<p>内閣府、関係府省 内閣府、総務省 内閣府、関係府省 警察庁、総務省、防衛省</p>
<p><b>ウ 国際的な防災協力における男女共同参画等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「防災協イニシアティブ」（平成17年1月18日）に基づき、国際的な防災協力を当たっては、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行う。</li> </ul>	<p>外務省、関係府省</p>

## 第 1 編 総則

### 第 3 章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

○人口の偏在、少子高齢化、グローバル化、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国、公共機関及び地方公共団体は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。

(略)

- ・地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

## 第 2 編 地震災害対策編

### 第 1 章 災害予防

#### 第 3 節 国民の防災活動の促進

##### 2 防災知識の普及、訓練

#### (4) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮

○防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

### 第 2 章 災害応急対策

#### 第 5 節 避難収容及び情報提供活動

##### 2 避難場所

#### (2) 避難場所の運営管理

○地方公共団体は、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

### 3 応急仮設住宅等

#### (3) 応急仮設住宅の運営管理

○地方公共団体は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

#### 第6節 物資の調達、供給活動

○被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努めるとともに、以下に掲げる方針のとおり活動する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進するものとする。

### 第3章 災害復旧・復興

#### 第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

○被災地の復旧・復興は、地方公共団体が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。

#### 第3節 計画的復興の進め方

##### 2 防災まちづくり

○地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。この際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

※上記のほか、女性層の消防団員への参加の促進、自主防災組織への女性の参画促進についても記述。また、妊産婦等の災害時要援護者等についても記述がある。

※「地震災害対策編」のほか、「津波災害対策編」等の自然災害対策各論においても、同様の記述がある。

○災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）（抄）

（都道府県防災会議の組織）

第15条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
  - 二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
  - 三 当該都道府県の教育委員会の教育長
  - 四 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
  - 五 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者
  - 六 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
  - 七 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
  - 八 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 7 専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、当該都道府県の知事が任命する。

○災害対策基本法の一部を改正する法律の運用について（平成 24 年 6 月 27 日 府政防第 725 号、消防災第 235 号 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長通知）（抄）

【通知発出先】各都道府県防災主管部長

1. 地方防災会議及び災害対策本部の見直し

(3) 都道府県防災会議の委員構成（法第 15 条第 5 項関係）

- ① 都道府県防災会議の委員として、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者」を新たに加えることにより、男女共同参画の推進及び高齢者や障害者などの多様な主体の参画を促進することとし、地域防災計画及びそれに基づく各種防災対策の充実を図ろうとするものである。「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」とは、広く自主防災組織の代表者等や大学教授等の研究者のほか、ボランティアなどの NPO や、女性・高齢者・障害者団体等の代表者等を想定している。
- ② なお、防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進については、既に各都道府県防災主管部長宛に通知（平成 24 年 5 月 8 日付府政防第 535 号・消防災第 181 号）としているところであり、引き続き、防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画の拡大に努められたい。

## ○東日本大震災復興基本法（平成 23 年 6 月 24 日法律第 76 号）（抄）

### （基本理念）

第 2 条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- 一 未曾有の災害により、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等甚大な被害が生じており、かつ、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしている等その影響が広く全国に及んでいることを踏まえ、国民一般の理解と協力の下に、被害を受けた施設を原形に復旧すること等の単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる復興のための施策の推進により、新たな地域社会の構築がなされるとともに、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべきこと。この場合において、行政の内外の知見が集約され、その活用がされるべきこと。
- 二 国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力並びに全国各地の地方公共団体の相互の連携協力が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。この場合において、被災により本来果たすべき機能を十全に発揮することができない地方公共団体があることへの配慮がされるべきこと。
- 三 被災者を含む国民一人一人が相互に連帯し、かつ、協力することを基本とし、国民、事業者その他民間における多様な主体が、自発的に協働するとともに、適切に役割を分担すべきこと。
- 四 少子高齢化、人口の減少及び国境を越えた社会経済活動の進展への対応等の我が国が直面する課題や、食料問題、電力その他のエネルギーの利用の制約、環境への負荷及び地球温暖化問題等の人類共通の課題の解決に資するための先導的な施策への取組が行われるべきこと。
- 五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。
  - イ 地震その他の天災地変による災害の防止の効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進めるための施策
  - ロ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策
  - ハ 地域の特色ある文化を振興し、地域社会の絆の維持及び強化を図り、並びに共生社会の実現に資するための施策
- 六 （略）



○東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定)  
(抄)

1 基本的考え方

- (ix) 男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する。

5 復興施策

(1) 災害に強い地域づくり

①高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり

- (ii) 高齢者や子ども、女性、障害者などに配慮したコンパクトで公共交通を活用したまちづくりを進める。(略)

⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等

- (ii) 被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事する復興支援員の配置等及びまちづくり等に関する各種専門職の被災地への派遣や人材の確保・データベース化を進める。各種専門家の派遣やデータベース化等に当たっては、女性の参画に配慮するとともに、被災した地方自治体から見て、ワンストップの対応が可能となるようにする。(略)

- (iv) まちづくりにおいて、協議会等の構成が適正に行われるなど、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める。

(2) 地域における暮らしの再生

①地域の支え合い

- (i) 少子高齢化社会のモデルとして、新しい形の地域の支え合いを基盤に、いつまでも安心してコミュニティで暮らしていけるよう保健・医療、介護・福祉、住まい等のサービスを一体的、継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、地域の利便性や防災性を考慮しつつ、被災地のニーズを踏まえ基盤整備を支援する。その際には、高齢者、子ども、女性、障害者等に配慮し、地域全体のまちづくりを進める中で、被災市町村の特性を踏まえ、安全な場所に集約化を進める。(略)

- (iv) (略) 被災地や避難先における、不安や偏見等に基づく多様な人権問題に対し適切に対処するとともに、その発生を防止する取り組みを行い、被災者の孤立を防止する。このほか女性の悩み相談を実施する。(略)

②雇用対策

- (ii) 被災地域における人口減少・少子高齢化に対応するため、第一次産業等の生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる雇用や就労のシステムを活用した全員参加型・世代継承型の先導

的な雇用復興、兼業による安定的な就労を通じた所得機会の確保等を支援する。若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保する。

- (iii) 女性の起業活動等の取組みを支援するため、被災地におけるコミュニティビジネスの立ち上げの支援、農山漁村女性に対する食品加工や都市と農山漁村の交流ビジネス等の起業化の相談活動、経営ノウハウ習得のための研修等の取組みを支援する。

### (3) 地域経済活動の再生

#### ③農業

- (iii) (略)戦略を組み合わせることで、地域の特性に応じた将来像を描き、力強い農業構造の実現を支援していく。

- (ハ) 農業経営の多角化戦略

農業生産だけでなく、復興ツーリズムの推進や再生可能エネルギーの導入、福祉との連携といった様々な取組みを組み合わせ、これに高齢者や女性等も参画することにより、地域の所得と雇用を創出していく。

## 7 復興支援の体制等

### (1) 復興対策本部・現地対策本部の役割

- (iii) 「東日本大震災復興対策本部」及び「現地対策本部」の事務局に、復興過程における男女共同参画を推進する体制を設けるものとする。

○女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について（避難所等での生活に関する対応の依頼）  
（平成 23 年 3 月 16 日 ※3 月 24 日一部修正 内閣府男女共同参画局 事務連絡）

【通知発出先】

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震緊急対策本部  
各省庁男女共同参画推進本部主管課

平成 23 年東北地方太平洋沖地震に関し、女性や子育て家庭にとって、被災地での避難生活を少しでも安全・安心なものとし、被災者の肉体的・精神的負担を緩和するため、当面、以下のような措置を適切に講じるよう、関係機関（現地支援対策室を含む。）において配慮いただきたい。また、これらに加え、現地の女性や子育てのニーズを把握しながら、対応していただくよう、願います。

【1】 避難所で提供する物資に含めるもの

既に要請を行っているが、改めて早急な対応をお願いします。

- (1) 生理用品
  - (2) おむつ（おしり拭きもあるとよい。）
  - (3) 粉ミルク（個包装タイプが衛生的で便利。ブロックタイプもある。）  
（粉ミルクを溶かすためのきれいな湯・水にも配慮が必要。）
  - (4) 哺乳ビン（哺乳ビン用の乳首も必要。消毒器具もあるとよい。）
  - (5) 離乳食（食べさせるための小型スプーンも必要）
- ※ この他、女性など現場の要望に耳を傾けながら、物資の選定をお願いしたい。

【2】 女性や子育てに配慮した避難所の設計

避難所での生活が安定していく中で、可能なものから対応を進めていただきたい。

- (1) プライバシーを確保できる仕切りの工夫
  - (2) 男性の視線が気にならない更衣室・授乳室、入浴設備
  - (3) 安全な男女別トイレ
  - (4) 乳幼児への対応
- ※乳幼児が泣き続けたり走り回ったりすれば、親にも大きなストレス。
- ・乳幼児が安全に遊べる空間の確保。
  - ・乳幼児のいる家庭用エリアの設定
- （夜泣きなどにお互い様で寛容。悩みも話し合えて、助け合える。）

### 【3】女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制等

避難所の体制や支援体制を整える中で、可能なものから対応を進めていただきたい。

#### (1) 現地支援体制による女性のニーズの把握

(国や県による女性職員の現地派遣と女性等のニーズの汲み取り)

※ 要すれば、内閣府男女共同参画局からの要員派遣も可能。

#### (2) 各避難所の運営体制への女性の参画 (女性の視点や声・悩みを反映)

#### (3) 避難所に意見箱を設置

#### (4) 地域の医療機関、助産機関、保健センター、保育・教育機関、男女共同参画センター等との連携

#### (5) 女性医師・保健師や女性相談員による悩み相談サービスの提供とその周知

(子育てに関する悩み、女性に対する暴力に関する悩み等)

### 【4】女性に対する暴力を防ぐための措置

災害現場や避難所生活等において、性犯罪や配偶者間暴力等が懸念されており、関係機関においては、そうしたことを特に意識した上で、予防と被害者支援の取組を進めていただきたい。

#### (1) 警察など関係機関における警備強化

#### (2) 性犯罪や配偶者間暴力等についての相談サービスの提供とその周知

#### (3) 安全な環境の整備

・男女別トイレ、安全に行ける場所へのトイレの設置、防犯ブザーの貸し出し

#### (4) 女性への注意喚起

・人目のないところを一人で歩かない、明るい時間に移動する、移動するときには声を掛け合う

### 【5】妊婦等への配慮

○ 妊婦については、病院・産院への迅速な搬送や負担の大きな業務に従事させないことなど、特段の配慮を行う必要がある。

○ 高齢者、障害者、外国人等についても、それぞれに困難に直面することがあり、知見を有する機関からの適切な助言を踏まえ、対応をお願いしたい。

○女性被災者に対する相談窓口の設置及び周知並びに懸念される女性に対する暴力への対応について（平成23年3月24日 内閣府男女共同参画局 事務連絡）

【通知発出先】

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震緊急対策本部

被災者生活支援特別対策本部

各都道府県・政令指定都市男女共同参画主管課

1. 避難所等で生活する女性に対する相談窓口の開設とその周知

- 避難所等で生活する女性は、多様な悩みを抱えており、また、女性に対して相談しやすい悩みもあることから、避難所等で生活する女性のための相談窓口を開設するとともに、これを幅広く効果的に周知していくことが重要である。
- 周知に当たっては、避難所以外にも、親戚・知人等の家庭や公営住宅・仮設住宅等での避難生活を送られる方もおり、そうした方にも周知されるよう配慮いただきたい。
- 女性に対する相談窓口の開設・運営に当たっては、これまでに実施実績のある男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用するとともに、相談内容が更に多様になることが予想されることから、幅広い関係機関との連携を強化し、対応していく必要がある。
- 相談を通じて把握した女性や子育てのニーズについては、適切に、支援の向上につなげていくことが重要である。

2. 女性に対する暴力の予防のための取組の実施と、相談窓口や相談サービスについての避難所等での周知

- 避難所等での生活が長引く中で、性暴力や配偶者間暴力等の女性に対する暴力への懸念が広がっており、関係機関と連携の上、「人目のないところを一人で歩かない」などの注意喚起を含め、その予防に努めることが重要である。
- また、被害に悩む女性に対する支援も必要であり、例えば以下の相談窓口・相談サービスについての周知が必要である。
  - ・ DV相談ナビ（0570-0-55210。最寄りのDV相談サービスを案内、電話を転送。）
  - ・ パープルダイヤル（0120-941-826。3月27日22時まで。内閣府事業。性暴力や配偶者間暴力被害の無料相談）
  - ・ 地方自治体や民間団体が提供している相談サービス・相談窓口。

○男女共同参画の視点を踏まえた仮設住宅における災害対応について（平成23年6月23日  
内閣府男女共同参画局 事務連絡）

【通知発出先】岩手県、宮城県、福島県、仙台市の男女共同参画主管課

東日本大震災に関しては、男女共同参画の視点を踏まえた避難所等での生活に関する対応について、これまでもお願いしているところですが、被災地では避難所から仮設住宅へと生活の場が移りつつあります。仮設住宅での生活を安全・安心なものとし、生活再建を進めていただくに当たり、男女共同参画の視点に立って、性別や世代別に対応したきめ細かな支援が必要です。このため、関係機関において、以下をご参考にしていただき、現地の生活者のニーズを把握しながら、きめ細かな支援にご配慮いただくよう、お願いします。

なお、民間賃貸住宅を仮設住宅として活用している場合についても、同様にご配慮いただくよう、お願いします。

【1】安心・安全の確保に配慮した対応

仮設住宅に死角や暗い場所があると、女性や子どもに不安感を与えたり、犯罪の発生が懸念されます。そうしたことを意識した上で、以下をご参考に、仮設住宅の周辺環境の整備や、被災者への防犯意識の啓発等にご配慮いただきたい。

- (1) 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
- (2) 街灯や夜間照明等の工夫
- (3) 夜間の見回り（巡回）の実施

【2】ストレス軽減、心のケア等のための対応

仮設住宅では、「孤立化」、「引きこもり」、「過度の飲酒」等の問題の発生が懸念されます。阪神・淡路大震災では、男性に多くその傾向が見られました。さらに、ストレス等が引き起こす、配偶者からの暴力や子どもへの虐待も懸念されます。これらの問題の防止等のため、以下をご参考にしていただきたい。

- (1) 交流の場づくり
- (2) 生きがいづくり
  - ・「出番」や「仕事」は生きがいにつながる。花の栽培、清掃、昔語り、昔遊びの伝承など、コミュニティの中での役割を作る。
- (3) 悩みの電話相談や巡回相談の実施、生活支援のための相談員の配置
- (4) 保健師等による巡回相談の実施

### 【3】仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等への対応

仮設住宅敷地内のコミュニティスペースの設置やその仮設住宅コミュニティの運営体制を整えることが重要であるため、以下をご参考にしてください。

#### (1) 集会所、集会スペース等の設置

- ・交流を図るため、集会場や集会スペースを作る。その運営に当たっては、女性も気軽に使えるよう工夫する。
- ・空きスペースにテントを設置するなどして、喫茶スペースやサロンとして活用する。
- ・民間支援団体等（コミュニティビジネスを含む。）が支援活動で空きスペースなどを使用できるようにする。

#### (2) 移動市場、仮設スーパー等による生活支援体制づくり

#### (3) 情報発信、情報交換

- ・行政情報、民間支援情報等をわかりやすくまとめて被災者に届ける。
- ・関係行政機関（都道府県、市区町村、男女共同参画センター、福祉事務所、児童相談所等）、民間支援団体等が連携を密にし、相互に情報交換を行う。

#### (4) 相談窓口の一元化

- ・相談、支援情報等の問い合わせ窓口の一元化を進める。

### 【4】女性の参画の推進と生活者の意見反映

仮設住宅や地域コミュニティの運営において、女性の参画を推進するとともに、女性を始めとする生活者の意見を集約・反映できるよう、ご配慮いただきたい。

○東日本大震災で被災した妊産婦及び乳幼児に対する保健指導について（平成 23 年 5 月 20 日  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課 事務連絡）

【通知発出先】都道府県、政令市、特別区の母子保健担当者

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

標記については、平成 23 年 4 月 14 日付事務連絡「東日本大震災で被災した妊産婦及び乳幼児に対する保健指導について」により、避難所等で生活する妊産婦、乳幼児に対する支援のポイントについて内容の更新を図ったところではありますが、今般、さらに季節の変化に応じた支援方法等について別添のとおり内容の更新を行いましたので、被災地で専門的な支援にあたる保健師、助産師、看護師等の方にご周知いただきますよう、宜しく願いいたします。

なお、資料については、厚生労働省のホームページに掲載することとしています。



## 避難している妊産婦、乳幼児の支援のポイント

1. 妊産婦、乳幼児の所在の把握
2. 要援護者として生活環境の確保、情報伝達、食料、水の配布等に配慮。必要に応じて、避難所の妊婦・母子専用の部屋や仮設住宅の確保を検討
3. 健康と生活への支援
  - ① 心身の健康状態と症状に応じた対処方法の把握、その対処方法により症状が軽減しているかの判断、症状に応じた対策についての助言
  - ② 災害による生活の変化に応じた対策についての助言
4. 妊婦健診や出産予定施設の把握、必要に応じて調整
5. 乳幼児の保健・医療サービス利用状況の把握と支援
  - ① 乳幼児健診や医療機関受診状況を確認し、必要に応じて受診を調整
  - ② 新生児の発育栄養状態、ビタミン K<sub>2</sub> シロップ内服状況、新生児マススクリーニング検査結果把握の有無や親の育児不安の有無等を把握し、必要に応じて保健・医療サービス利用を助言

### 【気をつけたい症状】

	妊娠中	妊娠中・産後	産後	乳幼児
医療機関への相談・連絡が必要な症状	<input type="checkbox"/> 胎動が減少し、1時間以上ない場合 <input type="checkbox"/> 規則的な腹緊（お腹の張り）（1時間に6回以上あるいは10分ごと）/腹痛/膣出血/破水など分娩開始の兆候がある場合	<input type="checkbox"/> 頭痛/目がチカチカするなどの症状がある場合（妊娠高血圧症候群の可能性） <input type="checkbox"/> 不眠/気が滅入る/無気力になる/イライラ/物音や揺れに敏感/不安で仕方ないなどが続く場合	<input type="checkbox"/> 発熱がある場合 <input type="checkbox"/> 悪露の増加/直径3cm以上の血塊/悪露が臭い場合（子宮収縮不良、子宮内感染の可能性） <input type="checkbox"/> 傷（帝王切開の傷・会陰切開の傷）の痛み/発赤/腫脹/浸出液が出る場合（創の感染の可能性） <input type="checkbox"/> 乳房の発赤/腫脹/しこり/汚い色の母乳が出る場合（乳腺炎の可能性） <input type="checkbox"/> 強い不安や気分の落ち込みがある場合	<input type="checkbox"/> 発熱/下痢/食欲（哺乳力）低下がある場合（感染や脱水の可能性） <input type="checkbox"/> 子どもの様子がいつもと異なることが続く場合（新生児） 夜泣き/寝付きが悪い/音に敏感になる/表情が乏しいなど（乳幼児） 赤ちゃん返り/落ち着きのなさ/無気力/爪かみ/夜尿/自傷行為/泣くなど
※ 治療中の病気や服薬中の薬がある場合は医療機関に相談				
その他起こりやすい症状		<input type="checkbox"/> 浮腫 <input type="checkbox"/> 便秘 <input type="checkbox"/> 腰痛 <input type="checkbox"/> おりもの増加/陰部の掻痒感 <input type="checkbox"/> 排尿時痛/残尿感 <input type="checkbox"/> 肛門部痛/痔（じ）	<input type="checkbox"/> 母乳分泌量の低下 <input type="checkbox"/> 疲れやすい	<input type="checkbox"/> おむつかぶれ/湿疹 <input type="checkbox"/> 赤ちゃんが寝ない/ぐずぐず言う
※ その他起こりやすい症状が続く、悪化する場合は医療機関に相談				

## 【災害による生活の変化と対策について】

出産に向けた心身の準備や産後の回復、乳幼児は感染予防や体温保持のため、保温、栄養、感染防止、休息などの配慮が必要。優先順位を考え、工夫しながら生活環境を整えることが必要。

### 食事・水分

- ・弁当やインスタント食品が中心となると、塩分の摂取量が増加し、むくみが生じやすくなる。支給された食べ物でも、塩分の濃いものは残すよう伝える。
- ・食事がおにぎりやパンなど炭水化物が中心でたんぱく質やビタミン、ミネラル、食物繊維などが不足しがちに。可能な限り主食・主菜・副菜をそろえた食事を確保し、バランスの良い食事をとる。栄養補助食品を使用して補うのも一つの方法。体重の変化をみるなどして、十分な量の食事がとれているかを確認する。
- ・食中毒に注意。

### 授乳

- ・母乳育児をしていた場合は、継続することが重要。ストレスなどで一時的に母乳分泌が低下することもあるが、その場合も不足分を粉ミルクで補いつつ、おっぱいを吸わせられるよう、安心して授乳できるプライベートな空間を確保できるよう配慮。
- ・調乳でペットボトルの水を使用する場合は、赤ちゃんの腎臓への負担や消化不良などを生じる可能性があるため、硬水（ミネラル分が多く含まれる水）は避ける。
- ・お湯が用意できない時には、衛生的な水で粉ミルクを溶かす。授乳毎に準備し、残ったミルクは処分する。
- ・哺乳瓶の準備が難しい場合は、衛生的なコップなどで代用する。
- ・哺乳瓶・コップを煮沸消毒や薬液消毒できない時は、衛生的な水でよく洗って使う。

### 体温維持

- ・赤ちゃんの体温は外気温に影響されやすいので、体温調節に配慮する。保温には、新聞、布団等で身体を包んだり、お母さんが抱き暖める。暑い時は、脱水症にならないように水分補給をする。汗をかいたときは、なるべく肌着をこまめに替える。

### 清潔

- ・入浴にこだわらず、体はタオルやウェットティッシュで拭く。特に、陰部は不潔になりやすいので、部分的に洗ったり、拭くようにする。（皮膚の弱い赤ちゃんは、体をウェットティッシュで拭く場合、アルコール成分でかぶれることがあるので注意。）

### 排泄

- ・赤ちゃんのお尻は、おむつをこまめに交換できなかつたり、沐浴できなかつたりするために、清潔が保ちにくく、おむつかぶれを起こしやすい。短時間、おむつを外してお尻を乾燥させたり、お尻だけをお湯で洗うようにする。（おむつの入手が困難な場合、タオルなどを使って使い捨てるなどの工夫をする。）

### 睡眠・休息

- ・不眠、暗くなると怖いなどの不安が強い時は、医師に相談し薬剤の使用も検討。

### 避難所での生活

- ・気疲れや人間関係のストレスを感じたり、避難所などで子どもが立き止まず周囲に気を遣う場合がある。一人で思いこまず、感じていることを話し合えるよう調整したり、子どもを持つ家族の部屋を用意し、ストレスを和らげるために子どもを遊ばせる時間を作るなどの環境調整をする。
- ・妊婦、褥婦は、一般の人に比べて血栓ができやすいと言われており、「エコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）」にならないよう、水分を適度に取り、屈伸運動・散歩など身体を時々動かして血液の循環をよくする。

### ボランティアの活用

- ・災害時は水や物を運んだり、交通手段がなくて長時間歩くなど体に負担がかかるので、積極的にボランティアに手助けを依頼、また、子どもと遊ぶことをボランティアに依頼するなどの調整を図る。

### 救援物資など

- ・食料、離乳食、粉ミルク、おむつなどの物資については、避難所や仮設住宅ごとに必要量を把握しておく。

## 避難している子どもたちへの支援のポイント

1. 子どもの所在を把握
2. 子どもの心身の健康状態を把握し、健康状態に応じた助言。必要に応じて、心身の問題に対応できる専門家、医療機関等と連携する。
3. 子どもの生活環境を把握し、生活リズムを整える。子ども同士の安全な遊びの場を確保するなど、子どもらしい日常生活が送れるよう配慮する。
4. 子どもと過ごす親や大人が、子どもの思いや気持ちを受け止められるよう調整する。
5. 食中毒や熱中症対策など季節の変化に応じた健康管理を行う。

子どもの状況把握の視点	支援にあたっての留意点
<b>子どもの所在・健康状態の把握</b> (1) どこに子どもがいるのか	避難所や地域の中の子どもの居場所マップの作成（連携できる施設があればマップに入れる）
(2) どんな子どもがいるか 1) 年齢分布 2) 居住地域等の近さ 3) ハイリスクの子どもの存在 ①身体的問題（慢性疾患・障害等）を抱えている子ども ②知的／発達障害／心理的問題を抱えている子ども ③生活の自立に困難がある子ども ④被災時に特異な体験をした子ども	年齢、家族構成、被災状況（無理に話すことを促さない）、治療中の病気や薬の使用の有無、心身の健康状態を確認する。 1) 子どもの発達段階によって必要となる関わり方や物品が異なる。 2) 避難先での子ども同士の関係づくりは被災体験の違いや被災前からの知り合いの否かで異なる。 3) それぞれの子どもが必要なケアを受けているかどうかを確認する。 ①食事療法や継続治療の必要な子どもの把握をする。外見上では判断できない疾患を抱えている子どももいることも留意し、声をかけるなどにより把握に努める。薬や処置の継続が必要な病気を持つ子どもは、医療機関とのコンタクトや薬や処置の継続などの対応が必要。 ②被災前から問題を抱える子どもは、傷つきやすく、避難所などの共同生活では、刺激への反応性が高まることがある。多動・奇声などが周囲から奇異な行動とみなされ、周りとの協調性などに影響を与えることがある。 ③自立移動や生活行動（食事、排泄、睡眠、着脱など）への継続的介助が必要。 ④家族の死亡、負傷、行方不明や震災時の閉じ込みなど震災体験が、心的外傷となっている可能性があり、対応が必要（専門家や児童相談所などの福祉機関等と連携）。 参考）親を亡くした子どもへの対応（支援者向け） <a href="http://kokoro.ncchd.go.jp/uploads/to_child.pdf">http://kokoro.ncchd.go.jp/uploads/to_child.pdf</a>
(3) 誰といるか	誰が子どもの面倒をみているか、子どもとの対話があるかなど、子どもの気持ちをくみ取る大人の存在があるかを把握することで、支援の必要な子どもを見出せる。
(4) どんな行動をとっているか	子どもの心の動きや体の状態は、子ども一人一人を実際に見て、判断する必要がある。継続的に関わりが必要な子どもの個人ファイルを作っておく。
(5) 気になる子どもの言動／反応 発熱、下痢、食欲（哺乳力）低下 ①乳児（夜泣き、寝付きが悪い、少しの音にも反応、表情が乏しくなるなど） ②幼児（赤ちゃん返り、夜尿、落ち着きがない、無気力・無表情、爪かみ・チック、泣く、怒る、震災ごっこ、パニックなど）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大人が落ち着いた時間を持ち、話しかけたり、スキンシップをとることが大切</li> <li>・災害の映像を繰り返し見せるなど災害を思い起こすような体験は避ける。</li> <li>・このような状況下では通常みられる反応であり、生活への影響が見られてない場合には様子を見る。</li> <li>・子どもの反応の意味を親・家族へ説明し、一緒に遊んだり、話しをしたり、抱きしめて「大丈夫」と伝える方法などを伝える。余震の時は、寄り添い声をかける。</li> <li>・必要時には、医師への相談などの調整を行う。</li> </ul>

子どもの状況把握の視点	支援にあたっての留意点
<p><b>子どもの生活環境の把握</b></p> <p>①生活の場としての環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事、睡眠が規則正しく取れているか</li> <li>・ トイレへ行けるか</li> <li>・ ストレスを発散する場所や機会があるか</li> </ul> <p>②衛生状態（換気、温度、湿度、採光、におい、音、手洗い、うがい、入浴）</p> <p>③遊び場としての子どもの環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもは遊んでいるか</li> <li>・ 遊び場は確保されているか</li> <li>・ 遊びを監督している人はいるか</li> </ul> <p>④子どもに必要な生活物品の充足</p>	<p>子どもの生活の場と生活状況から、リスクのある子どもの把握や環境調整を行う。</p> <p>①食事や睡眠が規則正しく取れ、生活リズムが整うよう支援する。トイレの使用は羞恥心や、閉鎖空間や暗さによる恐怖から控えることがあるため、子どもの気持ちを配慮して、不安な気持ちへの配慮やプライバシーの確保に努める。また、大人に囲まれた生活はストレスが大きいことがあり、ストレスを発散する場所や機会があるかを確認することが必要。</p> <p>②定期的な空気の入れ換えが必要。ホコリの多い場所ではマスクをするように勧める。手洗い、うがいを行える環境を作る。また、子どもは体温調節ができにくいので、汗をかいた後は、水分補給や着替えなどをして体温調整できるよう気にかける。おやつや間食が増えることによる口腔ケア不足に留意。</p> <p>③日中十分に体を動かして遊べる環境を確保する。遊びを通して感情を表出できるようにすることが大切。ただし、無理に感情を引き出すことは避ける。日記や絵を描くことなどで昇華できることもある。</p> <p>※子どもががれきの中で遊ぶと危険。また、がれきの処理の時には、ほこりや粉じんが多く発生するため、子どもが外で遊ぶ際の遊び場の安全確保に注意。</p> <p>④乳幼児：おむつ、ミルク（お湯と消毒物品）、離乳食、お尻拭き、タオルなど  幼児：紙、クレヨン、ブロック、ぬいぐるみ、ボールなど</p>

参考資料 ※抜粋、母子保健課にて改編

○兵庫県立大学 <http://www.coe-cnas.jp/index.html>

○東京都福祉保健 [http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/shussan/nyuyoji/saitai\\_guideline/files/guideline\\_all.pdf](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/shussan/nyuyoji/saitai_guideline/files/guideline_all.pdf)

○日本助産師会 [http://www.midwife.sakura.ne.jp/midwife.or.jp/pdf/hisai\\_message.pdf](http://www.midwife.sakura.ne.jp/midwife.or.jp/pdf/hisai_message.pdf)

○復興の過程における多様な視点の反映について(平成23年12月15日 東日本大震災復興対策本部事務局、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)、内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室、内閣府男女共同参画局 事務連絡)

【通知発出先】岩手県、宮城県、福島県、仙台市の男女共同参画主管課

東日本大震災により被災された皆様に、心から深くお見舞い申し上げますとともに、東日本大震災に伴う対応について厚く御礼を申し上げます。

さて、貴県及び管下市区町村におかれましては、それぞれに策定された震災からの復興基本方針や復興計画等に基づく施策の推進に大変なご尽力をいただいていることと存じます。

政府においては、復興の過程で、女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な視点を反映した取組を進めていただくことが重要であることから、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)にも、その「基本的考え方」に「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する」との記述を盛り込んでおります。また、この「基本的考え方」を踏まえ、まちづくりにおける女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映されやすい環境整備、女性や高齢者等の雇用機会の確保といった復興の様々な場面における具体的な施策を記述しております。

復興に向けた取組は、各地方公共団体が被災状況や地域の実情等に応じて行うものでありますが、貴県におかれましてはできる限り上記基本方針の趣旨に御配慮いただきますとともに、管下市区町村にもこの旨周知いただきますようよろしくお願いいたします。このことについて、政府においてもできる限り御協力をしていきたいと考えておりますので、情報提供・共有や御相談等が必要な場合は下記照会先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

なお、この依頼文については、これと同趣旨の文書を、防災、青少年、高齢者、障害者を担当されている部署へも併せて送付しておりますので、念のため申し添えます。

○防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進について（平成 24 年 5 月 8 日 府政防第 535 号・消防災第 181 号 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）、総務省消防庁国民保護・防災部防災課長 通知）

【通知発出先】各都道府県防災主管部長

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 34 条第 1 項に基づき、中央防災会議が作成する防災基本計画において、「防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。」と示されているところです。

貴職におかれては、これらを踏まえ、防災対策の見直し等に当たって、災害対策基本法第 15 条第 5 項第 1 号、同項 5 号及び同項第 7 号を活用する等により男女共同参画の推進を図られるとともに、貴都道府県内の市区町村に対してこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

○復興の過程における男女共同参画の推進について(平成24年6月19日 復本第688号 復興大臣通知)

【通知発出先】

以下の43市町村の長

(青森県) 三沢市、八戸市

(岩手県) 洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市

(宮城県) 気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市、名取市、岩沼市、亘理町、山元町

(福島県) 新地町、相馬市、南相馬市、広野町、いわき市

(茨城県) 北茨城市、高萩市、日立市、ひたちなか市、大洗町、鹿嶋市、神栖市

(千葉県) 旭市、山武市

東日本大震災により被災された皆様に、心から深くお見舞い申し上げますとともに、東日本大震災に伴う対応について厚く御礼を申し上げます。

さて、貴市(町・村)におかれましては、それぞれに策定された震災からの復興基本方針や復興計画等に基づく施策の推進に大変なご尽力をいただいていることと存じます。

政府においては、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)においても、その「基本的考え方」に「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。」とし、復興施策に男女共同参画、特に女性の視点を反映することとしております。

こうした中、多くの被災地自治体では、復興計画の策定にあたって、外部有識者を含めた委員会等を設置していますが、被災6県の沿岸43市町村について復興庁で調べたところ、これら委員会等(復興計画を最終決定するために活用または設置された委員会等)における女性委員は、751人中84人(11.2%)、また、9市町村では女性委員のいない状況でした(別添1参照)。

復興に向けた取組は、各地方公共団体が被災状況や地域の実情等に応じて行うものでありますが、今後の復興計画のさらなる具体化の検討、復興計画の進行管理等に当たっては、出来る限り上記基本方針の趣旨を踏まえ、男女共同参画の視点を十分反映いただきますよう、一層のご配慮をお願いします。

<添付資料>

別添1. 被災地自治体における復興計画の策定状況等について

別添2. 43市町村における復興計画策定に当たっての委員会等における女性委員の状況

別添3. 39市町村が策定した復興計画における男女共同参画に関する記載について

○復興の過程における男女共同参画の推進について（平成 24 年 6 月 19 日 復興庁統括官付参事官（男女共同参画担当） 事務連絡）

【通知発出先】

以下の6県の男女共同参画、復興担当局（部）長  
青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県

東日本大震災により被災された皆様に、心から深くお見舞い申し上げますとともに、東日本大震災に伴う対応について厚く御礼を申し上げます。

政府においては、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）においても、その「基本的考え方」に「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。」とし、復興施策に男女共同参画、特に女性の視点を反映することとしております。

こうした中、多くの被災地自治体では、復興計画の策定にあたって、外部有識者を含めた委員会等を設置していますが、被災 6 県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県）の沿岸 43 市町村について復興庁で調べたところ、これら委員会等（復興計画を最終決定するために活用または設置された委員会等）における女性委員は、751 人中 84 人（11.2%）、また、9 市町村では女性委員のいない状況でした（別添 1 参照）。

復興に向けた取組は、各地方公共団体が被災状況や地域の実情等に応じて行うものでありますが、今後の復興計画の策定、復興計画のさらなる具体化の検討、復興計画の進行管理等に当たっては、出来る限り上記基本方針の趣旨を踏まえ、男女共同参画の視点を十分反映いただきますよう、貴県におかれましては一層のご配慮をお願いすると共に、復興に関わる貴県管下市区町村にもこの旨を周知いただきますようお願いいたします。

なお、43 市町村長宛には、復興大臣より、本事務連絡と同趣旨の文書を送付しておりますことを、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

<添付資料>

別添 1. 被災地自治体における復興計画の策定状況等について

別添 2. 43 市町村における復興計画策定に当たっての委員会等における女性委員の状況

別添 3. 39 市町村が策定した復興計画における男女共同参画に関する記載について



○第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議」(和文仮訳)(平成 24 年 3 月採択)

国連婦人の地位委員会は、

(前文)

- ◆自然災害は人間の生命や災害後の生活条件に影響を与え、しばしば、女性、及び、子ども、高齢者、障害者を含む脆弱な人々に、より直接的かつ負の影響を与えること、また、自然災害は、ジェンダー不平等、男女の固定的性別役割、女性に対する差別により、適切な情報、経済的機会への平等なアクセスの不足、貧困と社会的排除、安全、異なる家族責任等、関連するリスクや脆弱性に関して、男女にしばしば異なる影響を及ぼすことに留意し、
- ◆北京行動綱領及び第 23 回国連特別総会成果文書における、自然災害に影響を受けた女性・女兒に関するコミットメントを再確認し、同特別総会成果文書が災害の予防、軽減、復旧・復興戦略にジェンダーの視点を含めることの必要性を強調したことについても再確認し、
- ◆2002 年 3 月 15 日の第 46 回国連婦人の地位委員会 (CSW) 合意結論、2005 年 3 月 11 日の CSW 決議 49/5 及び 2011 年 3 月 4 日の CSW 決議 55/1 「気候変動に関する政策・戦略におけるジェンダー平等主流化と女性のエンパワーメント促進」、2005 年 1 月に神戸で開催された国連防災世界会議で採択された兵庫宣言及び兵庫行動枠組 2005-2015 並びに A/RES/66/9 及び A/RES/66/120 を含む関連の総会決議を想起し、
- ◆2011 年 3 月 11 日の東日本大震災や、その他最近人道支援アピールが行われたものを含む、世界の全ての地域の自然災害への救助及び復旧・復興努力において、被災国の対応や国際社会からよせられた支援・援助を歓迎しつつ、一方で、ジェンダーに配慮した災害管理を含む、それらの対応における更なる取組の重要性を強調し、
- ◆防災、災害救援、復旧・復興のあらゆる段階において女性、及び、子ども、高齢者、障害者を含む脆弱な人々の特有のニーズを平等に考慮すること、それらの人々が各段階に参加する平等な機会を確保すること、及びジェンダー平等と女性のエンパワーメントを促進し、コミュニティの回復力を強化し、災害に対する社会の脆弱性を減少させるような、人々の絆に支えられ、コミュニティを基盤とした包摂型の社会造りを行うために、人間中心の包括的なアプローチを求めることの重要性を強調し、

(主文)

1. 女性が防災 (災害予防、軽減、事前準備)、災害救援、修復と再建を含む復旧・復興において極めて重要な役割を果たすこと、また、特にジェンダー平等と女性のエンパワーメントを進めるために、女性が災害に対処する能力を強化する必要があることを認識。
2. 各国政府、及び適当な場合は国連機関、NGO、民間セクターを含む市民社会、その他関係者に対し、以下の取組を求める。

- (a). 国の政策、戦略、計画を見直し、自然災害が女性と男性に与える異なるインパクトを考慮しつつ、防災、災害救援、復旧・復興に関する政策、計画、予算にジェンダーの視点を取り入れるような措置をとる。
- (b). 防災、災害救援、復旧・復興に関する、資源の配分に関するものを含むすべてのレベルにおける意思決定に、女性の平等な参画の機会を確保する。
- (c). 防災（災害予防、軽減、事前準備）、災害救援、復旧・復興にジェンダーに配慮したアプローチを適用するため、すべてのレベルの関係機関の能力を強化し、関係者の意識を高め、関係機関間の連携を促進する。
- (d). 防災（災害予防、軽減、事前準備）、災害救援、復旧・復興のあらゆる段階において、女性・女兒がすべての人権を完全に享受できるよう確保する。
- (e). 災害救援への男女の平等なアクセスを保証し、食糧・物資、水と衛生、シェルターの設置と管理、安全・治安、身体的、精神的及び緊急のヘルスケア（性と生殖に関する健康を含む）等の提供に際し、特に妊産婦、授乳中の女性、幼児のいる家庭、母子・父子家庭、未亡人のニーズに注意を払いつつ、女性のニーズ、視点、全ての人権の享受に完全に配慮した災害救援と復旧・復興支援を実施するよう最大限努力し、その際、女性の専門家の関与やフィールド・ワーカーのジェンダーバランスを奨励する。
- (f). 災害後の状況において、性やジェンダーに基づく暴力や、人身取引のリスク、女兒、保護者のいない子どもや孤児の特別の脆弱性を含む、様々な形態の搾取の予防に特別に注意を払うよう確保する。
- (g). 災害後の状況において、女性が再度被害者にならないよう女性のニーズを考慮し、性やジェンダーに基づく暴力の被害者の保護、ケア及び支援、さらに、適切な場合には、被害者に対し、特に取調べ、起訴における支援のための法的サービスやその他関連サービスの提供を確保する。
- (h). 男女に平等な経済的機会を保証することを支援するため、職業訓練や技能訓練を含め、ジェンダーに配慮した経済的復旧・復興プロジェクト等を策定、実施、評価し、その際、女性の社会・経済的プロセスにおける役割に応じて、正規雇用部門への女性の迅速な統合・再統合への障害を取り除くことに注意し、また自然災害が引き起こす可能性のある都市と農村間の人の移動を考慮する。
- (i). コミュニティ・ベースのビジネス、必要な社会的サービスの構築及び市場、信用、その他金融サービスへのアクセスへの支援を通じ、自然災害の影響を受けた女性、特に農村女性の収入創出及び雇用機会を促進する。
- (j). 自然災害早期警報システムへの男女の平等なアクセスを確保し、男女の固有のニーズや視点、全ての人権を考慮した防災計画を促進し、科学技術分野を含め、ジェンダーに配慮した防災に関する住民意識を高め、すべてのレベルで訓練を提供する。
- (k). 防災に関する情報、訓練、公教育、ノンフォーマル教育への女性・女兒の平等なアクセスと利用を確保し、女性・女兒がこれらのリソースを完全に活用できるようにする。
- (l). 性別、年齢別、障害別の人口・社会経済統計を体系的に収集するとともに、ジェンダーに配慮したニーズ評価と計画策定過程等を通じ、ジェンダー指標の開発とジェンダーによる差異の分析を継続

し、これらの情報を防災、災害管理政策やプログラムに統合する。

- (m). ジェンダーの視点から災害救援を記録、評価するとともに、好事例、教訓、防災のための技術を含むツールに関する情報を国内、地域、国際的に広く共有し、それら情報の防災計画への統合を促進及び確保する。
  - (n). 災害管理、および女性の完全な参画を確保する包摂的で災害に強い社会造りの促進に際して、コミュニティ・ベースの組織、女性団体やボランティアを含む市民社会の役割を認識し、更にこれを促進する。
  - (o). 特に女性のニーズに対応するための、女性の専門家やボランティアの重要な役割を認識し、災害予防、軽減、事前準備を含む防災、災害救援、復旧・復興における、彼らの更なる参加を奨励する。
  - (p). 防災、災害救援、復旧・復興のすべての局面においてジェンダーの視点を強化するため、各国政府、国連機関、NGOや民間部門を含む市民社会等その他すべての関係者の間で、建設的なパートナーシップを構築する。
3. 各国政府、地方自治体、国連システム、地域機関に対し、また資金援助国やその他の支援国に対し、それぞれの防災、災害救援、復旧・復興の取組において、被災国政府と協力して、ジェンダーに配慮した計画策定、資源配分を通じて、女性・女児の脆弱性や能力に対応するよう奨励する。
  4. すべての関係国連機関に対し、それぞれのマンデートに応じて、防災、災害救援、復旧・復興のすべての局面において、引き続きジェンダー視点の主流化を確保するよう要請する。
  5. 国連システム、加盟国その他関係者に対し、2015年の第3回国連防災世界会議を含む、防災に関する取組において、引き続きジェンダーの視点の取り入れを促進するよう要請する。
  6. 事務総長に対し、既存の国連の枠組みの中で、自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントの問題に更にもうどう対応するかを提案を含め、本決議の実施について、第58回婦人の地位委員会に報告することを要請する。

## ○主な参考文献リスト

### 【国】

内閣府男女共同参画局

東日本大震災からの復興に関する男女共同参画の取組状況調査(アンケート調査結果)(平成25年5月)

<http://www.gender.go.jp/policy/saigai/index.html>

東日本大震災からの復興に関する男女共同参画の取組状況調査(ヒアリング調査結果)(平成25年5月)

<http://www.gender.go.jp/policy/saigai/index.html>

男女共同参画会議監視専門調査会 第3次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見(「防災・復興における男女共同参画の推進」について)(平成24年12月)

[http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/kansi\\_senmon/pdf/iken3\\_20121214.pdf](http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/kansi_senmon/pdf/iken3_20121214.pdf)

男女共同参画の視点による震災対応状況調査(平成24年7月)

<http://www.gender.go.jp/policy/saigai/jyoukyou.html>

平成24年版男女共同参画白書(平成24年6月)

[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/index.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/index.html)

災害時における男女共同参画センターの役割調査 報告書(平成24年3月)

<http://www.gender.go.jp/policy/saigai/yrep.html>

内閣府政策統括官(防災担当)

災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書(平成25年3月)

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/youengosya/h24\\_kentoukai/index.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/youengosya/h24_kentoukai/index.html)

避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会報告書(平成25年3月)

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjou/h24\\_kentoukai/index.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjou/h24_kentoukai/index.html)

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会 最終報告(平成24年9月10日)

<http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/kitaku/pdf/saishu02.pdf>

防災対策推進検討会議 最終報告(平成24年7月31日)

[http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/suishinkaigi/pdf/saishuu\\_hontai.pdf](http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/suishinkaigi/pdf/saishuu_hontai.pdf)

災害時要援護者の避難支援ガイドライン(平成18年3月)

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/youengo/060328/index.html>

## 復興庁

男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～(第2版)(平成25年3月27日)

[http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130327\\_danjojirei.pdf](http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130327_danjojirei.pdf)

東日本大震災からの復興状況(平成24年12月版)

[http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130104\\_higashinippondaishinsai\\_fukkoh.pdf](http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130104_higashinippondaishinsai_fukkoh.pdf)

## 厚生労働省

福祉避難所設置・運営に関するガイドライン(平成20年6月)

大規模災害における応急救助の指針について(平成9年6月30日)

## 【地方公共団体】

### 東京都

避難所管理運営の指針(区市町村向け)(平成25年2月)

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/syoushi/syoushi/oshirase/hinanjyo\\_kanri\\_unei.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/syoushi/syoushi/oshirase/hinanjyo_kanri_unei.html)

妊産婦・乳幼児を守る災害対策ガイドライン(平成19年3月版)

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/shussan/nyuyoji/saitai\\_guideline.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/shussan/nyuyoji/saitai_guideline.html)

### 兵庫県

母と子の防災・減災ハンドブック【地域版】(平成24年10月)

<http://www.hyogo-even.jp/research.html>

復興10年総括検証・提言報告(平成17年3月)

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd33/wd33\\_000000126.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd33/wd33_000000126.html)

### 新潟県長岡市

男女共同参画の視点で考える平日日中の災害発生時のシミュレーション事業報告書(平成24年3月)

<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/danjyo/heijitsu-houkokusyo.pdf>

## 【その他】

### スフィア・プロジェクト

人道憲章と人道対応に関する最低基準 スフィア・ハンドブック日本語版第3版(平成23年版)

[http://www.refugee.or.jp/sphere/The\\_Sphere\\_Project\\_Handbook\\_2011\\_J.pdf](http://www.refugee.or.jp/sphere/The_Sphere_Project_Handbook_2011_J.pdf)

日本赤十字社

応急仮設住宅の設置に関するガイドライン(平成20年6月)

[http://www.jrc.or.jp/vcms\\_lf/oukyuu\\_guideline.pdf](http://www.jrc.or.jp/vcms_lf/oukyuu_guideline.pdf)

全国知事会男女共同参画特別委員会・災害対策特別委員会

女性・地域住民からみた防災施策のあり方に関する調査報告(平成20年12月)

<http://www.nga.gr.jp/news/2081219.PDF>

女性と健康ネットワーク

東日本大震災における医療・健康支援(平成25年2月)

東日本大震災女性支援ネットワーク

復興計画・復興政策に組み込むべき提言(平成24年8月3日)

<http://risetogetherjp.org/?p=2896>

国・自治体の「防災計画」への提言(平成24年8月1日)

<http://risetogetherjp.org/?p=2890>

こんな支援が欲しかった！～現場に学ぶ、女性と多様なニーズに配慮した災害支援事例集(平成24年5月)

<http://risetogetherjp.org/?p=2189>

○男女共同参画の視点からの防災・復興に関する検討会 委員名簿

- 浅野 幸子 東京女学館大学 非常勤講師  
早稲田大学「地域社会と危機管理研究所」 客員研究員
- 石井 美恵子 北里大学看護学部 准教授
- 清原 桂子 公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構 副理事長
- 菅野 拓 一般社団法人パーソナルサポートセンター 企画調査室長
- 田端 八重子 もりおか女性センター センター長
- 萩原 なつ子 立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科 教授
- 横田 幸子 埼玉県県民生活部 男女共同参画課長
- 渡辺 俊雄 長岡市市民部市民活動推進課 特命主幹（男女共同参画推進室長）

（平成 25 年 4 月現在、五十音順、敬称略）



内閣府男女共同参画局総務課

〒100 - 8914 東京都千代田区永田町 1 - 6 - 1

T E L : 03 - 5253 - 2111 (大代表)

F A X : 03 - 3581 - 9566

ホームページ : <http://www.gender.go.jp/>